

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス野火止店

埼玉県新座市野火止七丁目三千二百六十三番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

イ 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき施設、駐車場及び自転車等駐輪場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

ウ 荷さばき搬出入計画において、朝の通学時間帯（七時三十分より八時三十分）について搬入を自粛するとありますが、行事等により、通学時間帯が変更する可能性がありますので、御注意ください。また、下校時間帯が曜日や学年、部活動の活動状況により異なるため、該当校（大和田小・第二中）と協議の上、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

エ 本市の基準では、店舗面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、店舗面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。必要台数を満たさない場合は、算出根拠を明示してください。また、各駐車場駐車スペースが確認できるように路面上に標示してください。

オ 出入口の前には、保育園の出入口があるため、出入口の変更をするなど、事故が起きないように出入りする自転車、自動車に対する安全対策を十

分に図ってください。

カ 車両の出入口に対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。また、車両の出入りに伴う出入口の事故防止のため、敷地に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。その他の境界は車両の出入りを禁止するため、ガードパイプ等を設置してください。

キ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じた交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

ク 交通規制標識等の移設が生じる場合は、新座警察署交通課交通規制係と協議を行ってください。

ケ 交通事故・交通渋滞が生じないようにしてください。

コ 事前の交通協議の内容等を踏まえ、交通安全上必要となる対策を行ってください。

(2) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第四条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

二 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和五年十一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター